第百四十八条第四項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、同項第一号及び第二号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、法第九十七条の二第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは、「建築副主事」と読み替えるものとする。

第百四十九条第三項中「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で」を「第九十七条の三第四項の」に、「ものは、前項各号」を「事務は、第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、法第九十七条の三第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは「建築副主事」と、同項第一号中「建築物」とあるのは「建築物又は延べ面積が一万平方メートル以下の建築物のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物に該当するもの」と読み替えるものとする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第三項」を「第四項」に改める。

別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の項中「第八条の五第二項」を「第八条の五第五項」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第三項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二号中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十四号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「教養厚生課」を「犯罪被害者等施策推進課」に改める。

第十条第三号中「こと」の下に「（犯罪被害者等施策推進課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十二条第六号中「退職手当」を「恩給、退職手当及び公務災害補償」に改め、同条に次の八号を加える。

七　職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関すること。

八　警察教養施設の整備及び運営に関すること。

九　警察職員の福利厚生に関すること。

十　警察職員の医療に関すること。

十一　警察職員の健康診断その他の保健に関すること。

十二　警察共済組合に関すること。

十三　警察職員のレクリエーションに関すること。

十四　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。